

厚生労働省
長野労働局発表(6-57)
令和6年12月27日

担	職業安定部 職業対策課 課長 吉村 光代
当	課長 補佐 澤井 英治 障害者雇用担当官 奥谷 和平 電話 026(226)0866 内線 2365

令和6年 長野県内の地方公共団体等における 「障害者雇用状況」の集計結果 (令和6年6月1日現在)

～124機関中、39機関で法定雇用率未達成～

長野労働局(局長 ^{みうら えいいちろう} 三浦 栄一郎)では、長野県内における令和6年6月1日現在の地方公共団体等の障害者雇用状況を取りまとめましたので、公表します。

障害者雇用促進法では、地方公共団体等に対して、民間企業より高い割合で障害者を雇用することを義務付けるとともに、同法に基づき毎年6月1日現在の障害者の雇用状況について報告を求め、それを集計したものです。

1 地方公共団体における雇用状況(別添資料第1表参照)

(1) 県、市町村等(法定雇用率2.8%の機関 ※本年3月までの法定雇用率は2.6%)

① 対象116機関のうち36機関で法定雇用率が未達成(前年は対象117機関のうち31機関で未達成)

(市19機関のうち未達成8機関、町村55機関のうち未達成15機関)

② 法定雇用率達成機関の割合は69.0%で、前年比4.5ポイント減少

(市の達成割合57.9%、町村の達成割合72.7%)

③ 雇用障害者数は999.0人で、前年比4.06%(39.0人)増加

④ 実雇用率は2.63%で、前年比0.09ポイント上昇

(2) 県教育委員会等(法定雇用2.7%の機関 ※本年3月までの法定雇用率は2.5%)

① 対象2機関のうち2機関で法定雇用率が未達成(前年は1機関が未達成)

② 雇用障害者数は344.0人で、前年比4.3%(15.5人)減少

③ 実雇用率は2.45%で、前年比0.09ポイント減少

※ 地方公共団体における雇用状況の詳細は、別添資料第2表のとおりです。

2 地方独立行政法人等における雇用状況

(法定雇用率2.8%の機関 ※本年3月までの法定雇用率は2.6%)

対象6機関のうち1機関で法定雇用率が未達成(前年は2機関が未達成)

※ 地方独立行政法人における雇用状況の詳細は、別添資料第3表及び第4表のとおりです。

3 最近12年間の推移

別添資料「地方公共団体等の在職障害者数・実雇用率の推移」のとおりです。

※ 法定雇用率の具体的な説明については、別添「法定雇用率とは」をご参照下さい。

第1表 地方公共団体における雇用状況

令和6年6月1日現在
 ()内は前年,[]内は実人数

区 分	機関数	対 象 職員数	障害者数 (人)	実雇用率(%)		雇用率 達成機関	雇入れ 不足数 (人)
				長野県	全 国		
雇用率2.8%が 適用される機関	116	38,032.5	999.0 [828]	2.63	2.81	80	84.5
	(117)	(37,853.5)	(960.0) ([791])	(2.54)	(2.70)	(86)	(67.0)
雇用率2.7%が 適用される機関	2	14,059.0	344.0 [294]	2.45	2.43	0	35.0
	(2)	(14,176.0)	(359.5) ([303])	(2.54)	(2.34)	(1)	(3.0)

第2表 地方公共団体における雇用状況の詳細

(1) 法定雇用率2.8%が適用される機関の状況

令和6年6月1日現在

機 関 名	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数 人	② 障害者の数 人	③ 実雇用率 %	④ 不足数 人	備 考
合 計	38,032.5	999.0	2.63	84.5	
長野県機関 計	6,779.0	212.0	3.13	0.0	
長野県知事部局	6,136.0	191.5	3.12	0.0	特例認定あり(注4 a)
長野県警察本部	601.5	19.5	3.24	0.0	
長野県議会事務局	41.5	1.0	2.41	0.0	
市町村機関 計	31,253.5	787.0	2.52	84.5	
長野市	2,952.5	77.5	2.62	4.5	注5 7年連続不足あり(注8)
松本市	2,363.0	56.0	2.37	10.0	特例認定あり(注4b) 6年連続不足あり(注8)
上田市	1,988.0	56.5	2.84	0.0	特例認定あり(注4r)
飯田市	1,008.0	19.5	1.93	8.5	7年連続不足あり(注8)
須坂市	767.0	23.0	3.00	0.0	特例認定あり(注4c)
小諸市	597.0	13.5	2.26	2.5	特例認定あり(注4d) 6年連続不足あり(注8)
伊那市	985.0	25.5	2.59	1.5	特例認定あり(注4e) 7年連続不足あり(注8)
駒ヶ根市	261.0	5.0	1.92	2.0	
中野市	547.0	15.0	2.74	0.0	特例認定あり(注4f)
大町市	864.5	24.0	2.78	0.0	特例認定あり(注4g)
飯山市	481.5	14.0	2.91	0.0	特例認定あり(注4h)
塩尻市	312.0	9.0	2.88	0.0	
千曲市	624.5	18.0	2.88	0.0	
佐久市	781.0	21.0	2.69	0.0	
東御市	519.5	12.5	2.41	1.5	特例認定あり(注4s) 注7
安曇野市	718.0	22.0	3.06	0.0	特例認定あり(注4o)
岡谷市	432.0	14.0	3.24	0.0	特例認定あり(注4i)
諏訪市	592.0	16.5	2.79	0.0	特例認定あり(注4p)
茅野市	573.0	12.0	2.09	4.0	特例認定あり(注4j)
佐久穂町	196.5	3.5	1.78	1.5	
軽井沢町	235.5	6.0	2.55	0.0	
御代田町	223.0	6.0	2.69	0.0	特例認定あり(注4k)
立科町	111.0	3.5	3.15	0.0	
小海町	180.0	5.0	2.78	0.0	
長和町	104.5	2.0	1.91	0.0	
辰野町	433.5	10.0	2.31	2.0	特例認定あり(注4l) 6年連続不足あり(注8)
箕輪町	278.0	7.0	2.52	0.0	
飯島町	148.5	5.0	3.37	0.0	

機 関 名	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数 人	② 障害者の数 人	③ 実雇用率 %	④ 不足数 人	備 考
松川町	87.0	3.0	3.45	0.0	
高森町	75.5	1.0	1.32	1.0	3年連続不足あり(注8)
阿南町	55.0	0.0	0.00	1.0	3年連続不足あり(注8)
上松町	123.0	4.0	3.25	0.0	特例認定あり(注4t)
南木曾町	70.0	1.0	1.43	0.0	
木曾町	214.0	5.5	2.57	0.0	
池田町	108.5	3.0	2.76	0.0	
坂城町	97.0	3.0	3.09	0.0	
小布施町	118.5	3.0	2.53	0.0	
山ノ内町	212.0	6.0	2.83	0.0	特例認定あり(注4m)
飯綱町	200.5	7.0	3.49	0.0	特例認定あり(注4n)
信濃町	93.0	2.0	2.15	0.0	
富士見町	148.5	5.0	3.37	0.0	
下諏訪町	339.0	10.0	2.95	0.0	特例認定あり(注4q)
川上村	68.0	1.0	1.47	0.0	
南相木村	42.0	1.0	2.38	0.0	
北相木村	56.0	0.0	0.00	1.0	2年連続不足あり(注8)
南牧村	52.0	3.0	5.77	0.0	
青木村	116.0	1.5	1.29	1.5	2年連続不足あり(注8)
原村	66.0	1.0	1.52	0.0	
南箕輪村	221.5	3.0	1.35	3.0	
中川村	108.0	5.0	4.63	0.0	
宮田村	124.5	3.0	2.41	0.0	
阿智村	182.5	1.0	0.55	4.0	7年連続不足あり(注8)
大鹿村	45.0	0.0	0.00	1.0	2年連続不足あり(注8)
喬木村	68.0	2.0	2.94	0.0	
豊丘村	84.0	2.0	2.38	0.0	
木祖村	88.0	2.5	2.84	0.0	
王滝村	59.0	2.0	3.39	0.0	
大桑村	89.0	2.0	2.25	0.0	
山形村	122.5	2.5	2.04	0.5	特例認定あり(注4u) 3年連続不足あり(注8)
朝日村	62.0	1.0	1.61	0.0	
筑北村	76.0	2.0	2.63	0.0	
麻績村	47.0	1.0	2.13	0.0	
松川村	153.0	4.0	2.61	0.0	
白馬村	174.0	3.0	1.72	1.0	
小谷村	76.0	3.0	3.95	0.0	
高山村	84.0	2.0	2.38	0.0	
小川村	85.5	2.5	2.92	0.0	
生坂村	51.0	4.0	7.84	0.0	
木島平村	124.0	2.5	2.02	0.5	注6
野沢温泉村	144.0	2.0	1.39	2.0	
栄村	89.0	2.0	2.25	0.0	
天龍村	77.5	1.0	1.29	1.0	7年連続不足あり(注8)
泰阜村	66.5	0.0	0.00	1.0	2年連続不足あり(注8)
下條村	73.0	3.0	4.11	0.0	

機 関 名	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数 人	② 障害者の数 人	③ 実雇用率 %	④ 不足数 人	備 考
長野市上下水道局	191.5	5.0	2.61	0.0	
松本市立病院	259.0	4.5	1.74	2.5	4年連続不足あり(注8)
飯田市立病院	582.5	14.0	2.40	2.0	7年連続不足あり(注8)
伊那中央行政組合	570.5	14.0	2.45	1.0	
伊南行政組合	340.5	12.0	3.52	0.0	
佐久市立国保浅間総合病院	354.5	10.0	2.82	0.0	
岡谷市病院事業	318.5	4.5	1.41	3.5	4年連続不足あり(注8)
諏訪中央病院組合	651.5	13.0	2.00	5.0	7年連続不足あり(注8)
信濃町立信越病院	90.0	3.0	3.33	0.0	
国民健康保険依田窪病院	158.5	5.0	3.15	0.0	
軽井沢病院	98.0	2.0	2.04	0.0	
佐久穂町立千曲病院	106.0	4.0	3.77	0.0	
長野広域連合	205.0	5.0	2.44	0.0	
松塩筑木曾老人福祉施設組合	431.5	13.5	3.13	0.0	
上田地域広域連合	84.0	2.0	2.38	0.0	
上伊那広域連合	47.5	1.0	2.11	0.0	
北信広域連合	247.0	6.5	2.63	0.0	
木曾広域連合	73.5	4.0	5.44	0.0	
佐久広域連合	103.0	3.0	2.91	0.0	
北アルプス広域連合	80.0	1.0	1.25	1.0	
諏訪広域連合	62.5	1.0	1.60	0.0	
佐久市教育委員会	307.5	8.5	2.76	0.0	
飯田市教育委員会	354.0	2.0	0.56	7.0	7年連続不足あり(注8)
駒ヶ根市教育委員会	120.0	5.0	4.17	0.0	
塩尻市教育委員会	74.0	1.0	1.35	1.0	
千曲市教育委員会	163.5	4.5	2.75	0.0	
箕輪町教育委員会	72.5	3.0	4.14	0.0	
飯島町教育委員会	59.5	1.0	1.68	0.0	
高森町教育委員会	85.0	1.0	1.18	1.0	6年連続不足あり(注8)
軽井沢町教育委員会	125.5	3.0	2.39	0.0	
飯綱町教育委員会	69.5	1.5	2.16	0.0	
信濃町教育委員会	68.0	1.0	1.47	0.0	
坂城町教育委員会	36.0	0.0	0.00	1.0	
富士見町教育委員会	104.0	2.0	1.92	0.0	
立科町教育委員会	70.0	0.0	0.00	1.0	2年連続不足あり(注8)
小布施町教育委員会	114.5	2.0	1.75	1.0	
喬木村教育委員会	55.5	0.0	0.00	1.0	
原村教育委員会	58.0	1.0	1.72	0.0	
南箕輪村教育委員会	68.5	1.0	1.46	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、その1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行う。重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者についてはその1人をもって1人分としてカウントを行い、重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者についても、1人分としてカウントする。重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者については、法律上、その1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。令和6年度より重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である特定短時間労働者(1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者)についても0.5カウントとしている。精神障害者である短時間労働者については、当分の間、その1人をもって1人分としてカウントを行う。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 注4の機関は、特例認定を受けている。
特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。
- a 長野県知事部局は平成21年12月4日長野県企業局と特例認定を受けている。
- b 松本市は平成18年2月9日松本市上下水道局、松本市教育委員会と特例認定を受けている。
- c 須坂市は平成19年8月10日須坂市教育委員会と特例認定を受けている。
- d 小諸市は平成23年5月20日小諸市教育委員会と特例認定を受けている。
- e 伊那市は平成19年5月22日伊那市教育委員会と特例認定を受けている。
- f 中野市は平成29年10月31日中野市教育委員会と特例認定を受けている。
- g 大町市は平成25年4月18日大町市教育委員会、市立大町総合病院と特例認定を受けている。
- h 飯山市は平成20年5月8日飯山市教育委員会と特例認定を受けている。
- i 岡谷市は平成25年3月1日岡谷市教育委員会と特例認定を受けている。
- j 茅野市は平成25年2月27日茅野市教育委員会と特例認定を受けている。
- k 御代田町は平成25年2月6日御代田町教育委員会と特例認定を受けている。
- l 辰野町は平成25年3月13日辰野町教育委員会、町立辰野病院と特例認定を受けている。
- m 山ノ内町は平成30年2月2日山ノ内町教育委員会と特例認定を受けている。
- n 飯綱町は平成29年1月27日飯綱町立飯綱病院と特例認定を受けている。
- o 安曇野市は平成30年11月19日安曇野市教育委員会と特例認定を受けている。
- p 諏訪市は平成30年12月6日諏訪市教育委員会と特例認定を受けている。
- q 下諏訪町は平成31年3月19日下諏訪町教育委員会と特例認定を受けている。
- r 上田市は令和2年5月13日上田市教育委員会と上田市上下水道局と特例認定を受けている。
- s 東御市は令和6年3月4日東御市教育委員会と特例認定を受けている。
- t 上松町は令和6年2月2日上松町教育委員会と特例認定を受けている。
- u 山形村は令和5年12月5日山形村教育委員会と特例認定を受けている。
- 5 長野市は令和6年12月1日時点において、障害者の数86.0人、実雇用率2.91%、不足数0.0人となっている。
- 6 木島平村は令和6年10月10日時点において、障害者の数3.5人、実雇用率2.82%、不足数0.0人となっている。
- 7 東御市は令和6年12月1日時点において、障害者の数14.0人、実雇用率2.69%、不足数0.0人となっている。
- 8 本年6月1日現在不足ある機関の、平成30年(複数機関で障害者の範囲に誤りが見られた)以降の連続不足年数。

(2) 法定雇用率2.7%が適用される機関の状況

令和6年6月1日現在

機関名	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数 人	② 障害者の数 人	③ 実雇用率 %	④ 不足数 人	備考
合計	14,059.0	344.0	2.45	35.0	
長野県教育委員会	13,337.5	327.0	2.45	33.0	
長野市教育委員会	721.5	17.0	2.36	2.0	注4 7年連続不足あり(注5)

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、その1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行う。重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者についてはその1人をもって1人分としてカウントを行い、重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者についても、1人分としてカウントする。重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者については、法律上、その1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。令和6年度より重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である特定短時間労働者(1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者)についても0.5カウントとしている。精神障害者である短時間労働者については、当分の間、その1人をもって1人分としてカウントする。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 長野市教育委員会は令和6年12月1日時点において、障害者の数19.0人、実雇用率2.63%、不足数0.0人となっている。
- 5 本年6月1日現在不足ある機関の、平成30年(複数機関で障害者の範囲に誤りが見られた)以降の連続不足年数。

第3表 地方独立行政法人等における雇用状況

令和6年6月1日現在
()内は前年,[]内は実人数

区 分	機関数	対 象 職員数	障害者数 (人)	実雇用率(%)		雇用率 達成機関	雇入れ 不足数 (人)
				長野県	全 国		
雇用率2.8%が 適用される機関	6	2,341.5	69.5 [55]	2.97	2.62	5	2.0
	(6)	(2,331.5)	(61.0) ([49])	(2.62)	(2.50)	(4)	(2.0)

第4表 地方独立行政法人等における雇用状況の詳細(法定雇用率2.8%)

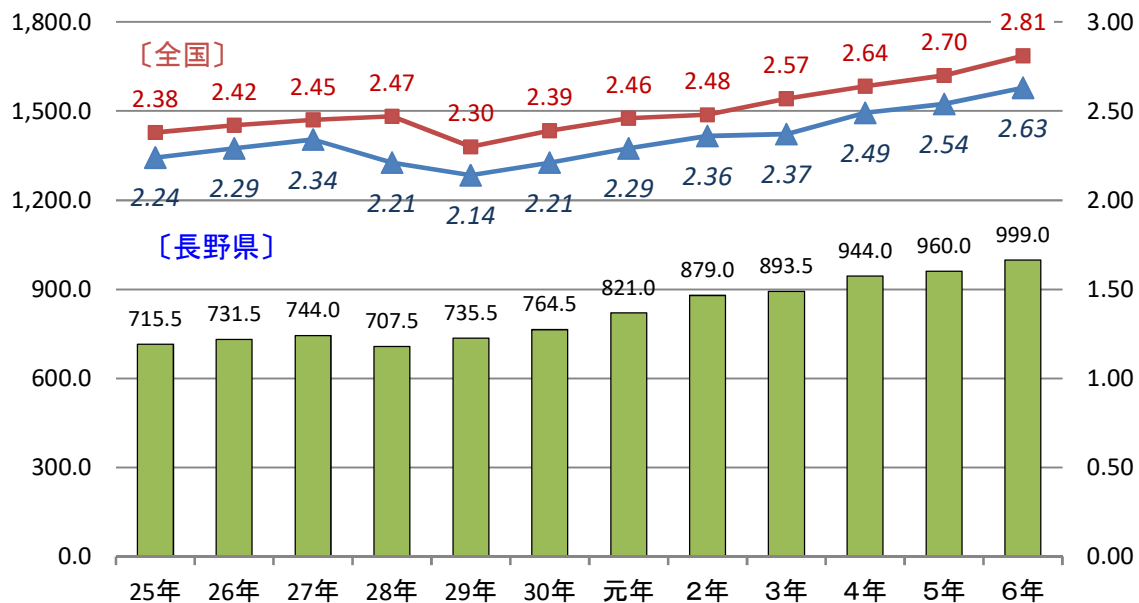
令和6年6月1日現在

機 関 名	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数 人	② 障害者の数 人	③ 実雇用率 %	④ 不足数 人	備 考
合 計	2341.5	69.5	2.97	2.0	
長野県立病院機構	1278.5	38.5	3.01	0.0	
長野市民病院	669.5	22.0	3.29	0.0	
長野県住宅供給公社	148.5	2.0	1.35	2.0	注5
長野大学	89.0	2.0	2.25	0.0	
長野県立大学	89.5	2.0	2.23	0.0	
公立諏訪東京理科大学	66.5	3.0	4.51	0.0	

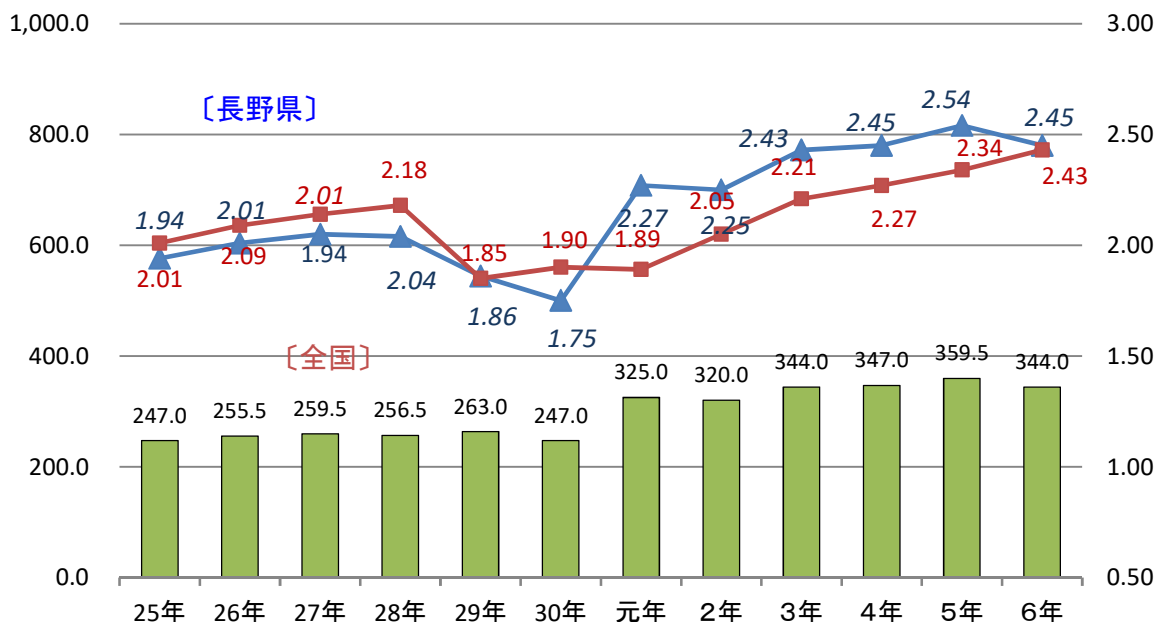
- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、その1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行う。重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者についてはその1人をもって1人分としてカウントを行い、重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者についても、1人分としてカウントする。重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者については、法律上、その1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。令和6年度より重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である特定短時間労働者(1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者)についても0.5カウントとしている。精神障害者である短時間労働者については、当分の間、その1人をもって1人分としてカウントする。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 独立行政法人等のうち、国立大学法人(信州大学)の障害者雇用状況については、厚生労働省により公表される。
- 5 長野県住宅供給公社は令和6年11月1日時点において、障害者の数4.0人、実雇用率2.69%、不足数0.0人となっている。

地方公共団体等の在職障害者数・実雇用率の推移

法定雇用率 2.8% が適用される機関



法定雇用率 2.7% が適用される機関



◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である。

- 民間企業 ……
 - 一般の民間企業 …………… 2. 5 %
(40.0人以上規模の企業)
 - 特殊法人等 …………… 2. 8 %
〔労働者数36.0人以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等〕
- 国、地方公共団体 …………… 2. 8 %
(36.0人以上規模の機関)
- 都道府県等の教育委員会 …………… 2. 7 %
(37.5人以上規模の機関)

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ 精神障害者である短時間労働者については、当分の間、その1人をもって1人分としてカウントされる。

※ 重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である特定短時間労働者（1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者）については、0.5人分としてカウントされる。